

新商品生産による新事業分野開拓者の認定に係る申請要領

1 目 的

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る県内の中小・ベンチャー企業等（以下「事業者」という）を知事が認定し、当該事業者が開発・生産した新商品を県が随意契約によって優先的に調達できるようにすることにより、事業者の販路開拓を支援し、その育成を図ることを目的とします。

2 申請できる事業者の要件

県内に事業所を有する中小企業者であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当する商品（県の機関において用途が見込まれるものに限ります）で、下記3の認定基準を満たすものを生産する者であることが必要です。

- (1) 中小企業等経営強化法による知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて開発された商品
 - (2) (旧)中小企業創造活動促進法による知事の認定を受けた研究開発等事業計画に基づいて開発された商品
 - (3) その他前2号の経営革新計画等に準ずる事業計画に基づいて生産する商品で、既存又は類似の商品に比して性能、技術等の面で著しい新規性、独創性が認められるもの
- ※ (1)及び(2)の経営革新計画等は、(3)の事業計画の例示です。経営革新計画の承認等を受けていなくても、申請できます。

3 認定基準

申請事業者が作成した、「新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」（以下「実施計画」という）の内容が、次の(1)から(5)の基準を全て満たすことが必要です。

- (1) 新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の製品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものと認められること。（**新規性、独創性が必要**）
- (2) 新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。（**社会的有用性が必要**）
- (3) 新商品の生産が実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。（**事業の実現可能性が必要**）
- (4) 実施計画の内容が関係法令に違反しないこと。
- (5) 実施計画の内容が公序良俗に反しないこと。

4 申請方法等について

別添認定要綱に定める様式第1号及び第2号に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、持参又は郵送により申請してください。（申請を予定されている方は、事前にご相談ください。）

談ください。)

申請内容に不備等があった場合、申請書の補正又は追加資料の提出をしていただくことがあります。

○締切日 令和7年6月13日(金) ※郵送の場合、当日の消印有効

5 審査について

- (1) 「認定委員会」において申請内容を審査し、それぞれの締切後2ヶ月を目処に事業者の認定を行います。
- (2) 認定した場合には、別添認定要綱に定める様式第3号による認定書を送付するとともに、県のホームページ上で公表します。なお、認定されなかった場合は、結果の通知のみ行います。

※ 申請書の提出に伴い収集した個人情報、新商品生産による新事業分野開拓者認定のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

6 認定の取消し

認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の申請により掲載されたとき。
- (2) 公序良俗に反し又はそのおそれのあることが認められたとき。
- (3) 認定が認められる要件を欠くに至ったとき。
- (4) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (5) その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

認定を取り消したときは、その旨を当該企業に通知します。

7 損害に対する責任

県は、認定された企業が行う事業活動により生じた損害等に対する責任は、その原因の如何を問わず負いません。

<お問合せ・申請先>

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 産業政策課

担当者：スゴ技グループ 林(ハヤシ)

TEL:089-912-2473(係直通) FAX:089-912-2259

E-mail:hayashi-keigo@pref.ehime.lg.jp